

千葉県病院局規程第18号

千葉県病院事業会計規程（病院局規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月17日

千葉県病院事業管理者 寺 井 勝

第47条第2項を削る。

附 則

この規程は、令和5年1月18日から施行する。